平成２５年（フ）第２６２０号
東京都足立区江北７丁目27番２号
破産者　有限会社イー・サポート
1　決定年月日　平成25年６月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２６５８号
東京都中央区八丁堀１丁目８番６号
破産者　株式会社高栄建装
1　決定年月日　平成25年６月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２６６８号
東京都西東京市東伏見３丁目２番１号
破産者　有限会社本間ハウス
1　決定年月日　平成25年６月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２６６９号
東京都中央区日本橋本町１丁目８番12号　Ｌａ　Ｂａｌｌｅ三越前1003号室
破産者　株式会社フォレストリンク
1　決定年月日　平成25年６月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２６７０号
神奈川県横浜市中区山下町73―401、開始決定時の住所神奈川県横浜市神奈川区六角橋１丁目２―11―302
破産者　小林　寛史
1　決定年月日　平成25年６月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２６７１号
栃木県日光市湯西川715番地
破産者　有限会社山城屋グランドホテル
1　決定年月日　平成25年６月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２６７８号
兵庫県高砂市伊保町中筋606番地の１
破産者　株式会社ちゃんこ竜昇山
1　決定年月日　平成25年６月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２６７９号
東京都中野区新井５丁目４―12―305
破産者　大前　幸則
1　決定年月日　平成25年６月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２６８０号
東京都中野区新井５丁目４―12―305
破産者　大前　晴惠
1　決定年月日　平成25年６月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２６８８号
東京都板橋区新河岸１丁目５番11号
破産者　株式会社パイン・フォレスト
1　決定年月日　平成25年６月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２７３６号
東京都板橋区小豆沢４丁目18―４
破産者　相壁　正広
1　決定年月日　平成25年６月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２７９１号
東京都杉並区方南１―31―20、商業登記簿上の本店所在地東京都武蔵野市関前２丁目28番２号
破産者　株式会社ザイオンゲート
1　決定年月日　平成25年６月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３３１４号
東京都台東区千束３丁目13―11―606
破産者　ゴトウラリーライド
1　決定年月日　平成25年６月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３３６４号
東京都葛飾区西亀有３丁目31―21―201
破産者　西田　　明
1　決定年月日　平成25年６月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３５０３号
東京都葛飾区亀有２丁目６－１―102
破産者　樋口　正人
1　決定年月日　平成25年６月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３５４４号
東京都練馬区西大泉１丁目27―36―306
破産者　若井　慶一
1　決定年月日　平成25年６月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３５４５号
東京都練馬区西大泉１丁目27―36―306
破産者　若井眞理子
1　決定年月日　平成25年６月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３５９８号
東京都目黒区目黒本町３丁目６―17
破産者　大浦　勝雄
1　決定年月日　平成25年６月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３６５２号
東京都国立市西２丁目17―14―201
破産者　徳岡　多美
1　決定年月日　平成25年６月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３６６０号
神奈川県横浜市神奈川区浦島丘４―14―３―108
破産者　加藤　雅弘
1　決定年月日　平成25年６月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３６６１号
神奈川県横浜市神奈川区浦島丘４―14―３―108
破産者　加藤ルミ子
1　決定年月日　平成25年６月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３６７２号
東京都杉並区井草３丁目32―２―405、開始決定時の住所東京都杉並区方南１丁目31―20
破産者　山縣　玲彦
1　決定年月日　平成25年６月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部